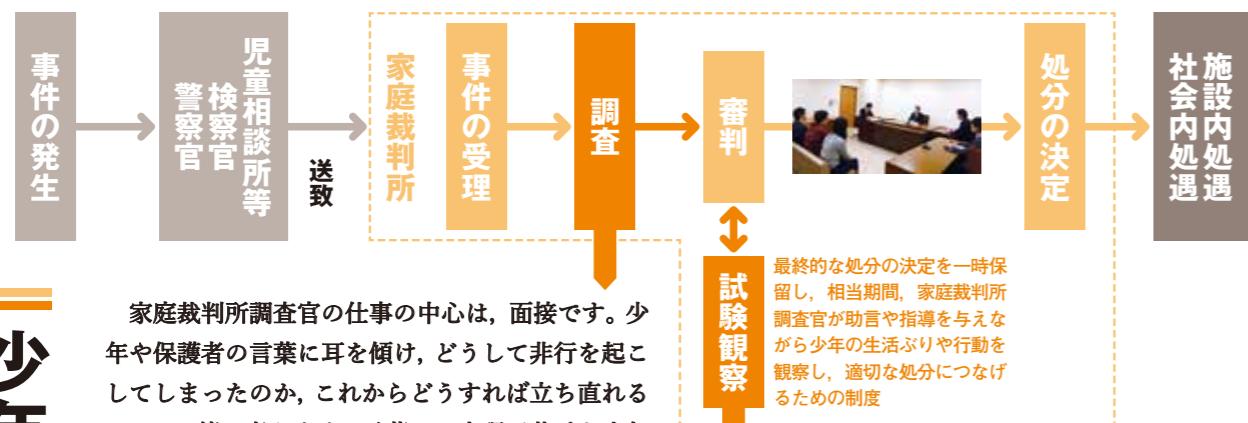


家庭裁判所調査官

一家族・人・社会の架け橋

少年事件での活動～少年の立ち直りに向けて～

少年審判は、非行を起こした少年などに自らの過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年や保護者の調査を行い、処分を決定する手続です。家庭裁判所調査官は、少年がなぜ非行を起こしたのかを分析し、どうすれば立ち直ることができるのか検討するため、少年の性格、日頃の行動、生育歴、少年を取り巻く環境などについて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門知識・技法を活用して調査を行います。



少年・保護者
一人ひとりと向き合う



家庭裁判所調査官は

- 裁判所という法律の世界において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学等の専門的な知見や技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行っています。
- 裁判官や裁判所書記官と一緒にチームを組んで協力し合い、家庭裁判所の適正・迅速な審理を支えています。
- 学校や児童相談所、福祉施設、保護観察所などの関係機関とも連携し、少年や当事者が抱えている問題の解決を目指します。

家事事件での活動～家族関係の再構築に向けて～

家事調停や家事審判は、離婚、子どもの親権・監護権をめぐる争い、養子縁組の許可や後見人の選任など、家庭の中で生じた問題について、法律に基づく解決を求める人たちが利用しています。家庭裁判所調査官は、現在生じている問題だけではなく、これまでの事情や、これからの家族の在り方も見据えながら、家庭で生じた問題を解決し、当事者が新たな一步を踏み出すための一助となるよう、調査や調整を行います。



当事者の人生に寄り添い
子どもの思いを受け止める



もと面接し、子どもの気持ちに配慮しながら具体的な事実を聴取し、裁判官に報告します。面接での子どもは、複雑な気持ちを抑えて、表面上は元気ふるまうこともあります。家庭裁判所調査官は、言葉になるもの、ならないものを含めて、子どもが表現する様々なメッセージを受け取り、家庭裁判所の手続に反映させ、子どもが将来、幸せに暮らせるような解決に結びつけることが期待されています。

そのために、学校、児童相談所、福祉機関などと連絡を取り合い、情報交換をして、家族や子どもに対する援助態勢を整えることもあります。

元気に
生活できている
のかな



パパとママに
一番伝えたいことは
どんなことかな